

佐世保市立学校空調設備整備事業 第2回募集要項等（参加表明以外）に関する質問に対する回答

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	要求水準書	全般	0	今回公表（平成31年3月付け）された要求水準書の内容について、前回公表（平成31年2月付け）から変更はないという認識でよろしいでしょうか？もし、変更がある場合、新旧対照表等あれば頂きたい。	スケジュール以外に関しての変更はありません。
2	要求水準書	P9	第3・3・(1)・タ	1. 空調室外機の設置位置については地上設置を基本として計画を行うが、地上設置ができない場合は別途協議とする。	室外機は地上設置を前提に計画を行ってください。地上設置することが不可能と市が認める場合のみ、代替方法について市と事業者で協議を行います。
3	要求水準書	P9	第3・3・(1)・チ	2. 空調室外機の設置位置について教室側を基本として計画を行うが、外部の納まりによって廊下側に設置するときは、廊下を露出配管・露出配線とする。露出にて不都合が生じる場合別途協議とする。	室外機の地上における設置位置及び廊下の配管、配線については、事業者の提案に委ねますが、露出配管、配線を行う場合は安全対策及びいたずら防止策を講じる必要があります。
4	要求水準書	P9	第3・3・(1)・チ	4. 空調室外機を設置する箇所についてはフェンス設置を基本とするが、小スペースで納めるときなど、条件によっては安全ネットも使用する。使用の際は別途協議とする。	フェンス以外の設置については、市と協議し市が認めた場合に、フェンス以外の安全対策を取ることができるとします。
5	要求水準書	P9	第3・3・(1)・ツ	3. 躯体に穿孔しなければならないときは、別途協議を行う。	原文（要求水準書）の通りとします。
6	要求水準書	P11	第3・3・(4)・キ	5. P A S交換や高圧ケーブル交換が発生した場合は、別途協議とする。	事業者負担で交換してください。

No	資料名	ページ	項目	質問	回答
7	要求水準書	P11	第3・3・(4)・ク	6. PCB含有機器の運搬費・処分費等は別途協議可能か。	運搬費については、事業者負担としますが、処分費については別途協議が可能です。
8	要求水準書	P9・P11	第3・3・(1)・タ、チ、ツ 第3・3・(4)・キ、ク	7. 外部作業であれば、平日の作業は可能か。 また、静かな作業であれば、平日に屋内で作業を行ってよいか。	学校運営に支障がない範囲で可能です。
9	要求水準書	P9・P11	第3・3・(1)・タ、チ、ツ 第3・3・(4)・キ、ク	8. 屋内スリムダクト工事を、SUS製または、ガルバニウム製ラッキングに変更することは可能か。(工期短縮のため)	事業者の提案に委ねます。